

## 第2部 多様な主体の連携・協働による実証的共同研究の成果と課題

### 1. 事業概要

地域における消費者教育の推進体制づくりを進めるため、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を行い、効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築することを目的に、平成25年度より文部科学省において実施した委託事業。

#### ◇ 目的

- ・行政（教育委員会、消費者行政部局）が中心となり、多様な関係者（消費者団体、地元企業、学校支援ボランティア等）との連携体制を構築しながら、消費者教育に関する取組を実施する。
- ・対象者の特性に応じた内容、学習機会を提供する場・機会やその方法等を関係者間で協議する中で、それぞれの強み、ノウハウをどのように組み合わせれば、一層効果的な取組となるかを検討する。
- ・このような取組を通じて、地域において消費者教育の取組を推進するための、効果的・効率的な体制づくりの方策を実証（連携・協働した体制を構築することの有効性、そのために実行すべきこと等）。
- ・さらに、これらの成果をモデルとしてまとめ、全国に発信、普及する（継続的な取組が可能な体制づくりのモデルを提示）。

平成25年度 連携・協働による消費者教育推進のための実証的共同研究 委託先一覧

	委託先	事業題名	概要
1	静岡大学	大学生に対する体系的な消費者教育実施に向けた教材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生を対象とした、効果的かつ体系的な教材の開発を行う。</li> <li>・静岡大学教員と地元の消費者団体である消費者問題ネットワークしずおかに所属する団体などを中心に、静岡市消費生活センターや地元の外部専門家など多様な主体が連携して、学生のニーズを十分に考慮しつつ、試行的な授業や意見交換を行い、社会的に有益な教材開発につなげる。</li> </ul>
2	南大阪地域大学 コンソーシアム	消費者市民社会の構築にむけた小・中・高・大学向けの消費者教育プログラムの開発・実践・検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育で行われる学習プログラムを段階別に開発するとともに、実践、検証し、今後各自自治体で行われる際のモデル学習プログラムとなることをめざす。</li> <li>・取組の推進にあたって設置する研究協議会体制は、大学、自治体、教育行政、企業、消費生活センター等が運動して取り組む消費者教育推進体制モデルとなることをめざす。</li> <li>・推進法の普及・啓発のために、ゲーム形式で楽しみながら考え学ぶことのできる教材「消費者教育人生ゲーム」を開発し、その教材を使い、親子で楽しみながら学べる消費者教育イベントを実施する。</li> </ul>
3	雲南市教育委員会	「食」を通じた消費者育成推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「弁当の日」を活用した子供たちとその保護者への消費者教育に取り組む。</li> <li>・実行委員会を市内の農業・商業関係者、保護者、学校教職員や行政職員（食育担当課・消費者センター・教育委員会）などで構成し、多様な立場・視点から検討を行う。</li> <li>・「弁当の日」をどう活用することで食の安心安全や、食品ロスの問題、地産地消について効果的に考えを深めることができるか考え、その目的達成のための広域的なネットワークの構築を図る。</li> </ul>
4	中萩校区まちづくり推進委員会	地域で取り組む消費者教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的は①被害者を出さない ②賢い消費者となる ③地域に消費者教育のネットワークをつくる。</li> <li>・中萩校区の地域課題解決に取り組んでいる住民組織である「中萩校区まちづくり推進委員会」が取組む。また、公民館は当該事業を推進する事務局としてコーディネート役を担い、定期的に企画会議を開催し、事業内容を策定し、事後には第三者機関による評価を行うことで、地域住民の連帯感を醸成し、絆を強化。</li> </ul>

## 2. 事業実施成果の検証

### (1) 大学生に対する体系的な消費者教育実施に向けた教材開発～静岡大学

#### 連携・協働による実証的共同研究の概要

##### 1. 目的

本事業の目的は、消費者問題をほとんど理解していないと思われる大学生を対象に、半期15回分の消費者教育授業を行うために、効果的かつ体系的な教材の開発を行うことにある。ここでいう体系的な教材とは、「消費者教育の体系イメージマップ」ver.1 に書かれている「消費者市民社会の構築」、「商品等の安全」、「生活の管理と契約」、「情報とメディア」を包括的に含んだものを指している。

##### 2. 連携・協働した組織等

静岡大学教員と地元の消費者団体である消費者問題ネットワークしずおかにおか所属する静岡県司法書士会、生活協同組合ユーコープしずおか県本部、静岡県労働金庫、静岡県労働者福祉協議会、静岡大学消費生活研究サークルなどを中心にして、地元の行政機関である静岡市消費生活センター、さらに地元の外部専門家など多様な主体が連携して、教材の開発を進めた。

##### 3. 実施内容

全体の打ち合わせは5回、試行的授業は5回、その他各教材の関する意見交換や反省会などは12回ほど行った。教材の開発にあたっては、必ず打ち合わせ会等で報告をしていただき、意見交換をすること、可能な限り、試行的授業及びその後の反省会を実施し、学生たちの意見を聴取して、教材の改善に努めた。最終的には教材名は「消費者市民への道」として100ページ程度の分量になり、教材500部と指導書100部を印刷した。

##### 消費者市民への道（カリキュラム）（全15回）

1. オリエンテーション これから学ぶこと（色川）
2. 契約① 契約の基本を学ぼう（静岡県司法書士会）
3. 契約② アパートの借り方・返し方（静岡県司法書士会）
4. 契約③ クーリング・オフについて学ぼう  
（勝又、静岡県司法書士会、静岡県労働者福祉協議会）
5. 生活の管理① お金を管理する（色川）
6. 生活の管理② お金を借りるときに知っておきたいこと  
～住宅ローンを主な題材にして～（静岡県労働金庫）
7. 生活の管理③ クレジットカードについて考える  
（静岡県労働金庫）
8. 商品の安全① 食の安全・安心について考える（竹下）
9. 商品の安全② 食の安全を守るために、企業や国が行っている対策（竹下、ユーコープ商品検査センター）
10. 商品の安全③ 食への安心を守るために消費者が賢くなる  
（竹下）
11. 持続可能な消費－持続可能な社会に向けて－  
（静岡県地球温暖化防止活動推進センター）
12. 情報とメディア① 情報社会で必要なモラルを身につけよう（塩田）
13. 情報とメディア② 消費生活情報を読み解こう（塩田）
14. 消費者の参画・トラブル対応 消費生活センターとは  
どういうところか（静岡市消費生活センター 色川）
15. まとめ－消費者市民になろう－（色川）

##### 4. 得られた成果・効果

教材の作成プロセスを通じて、多様な主体の連携についての具体的な課題と効果を確認することができた。外部の関係者はそれぞれの専門分野については詳しいのだが、そのまま講義すると、学生たちが理解できるわけではない。このギャップを学生たちと相談しながら改善していくことで、学生たちが何に関心をもつのか、どう言えば伝わるのかを、外部の関係者自身がある程度、理解できるようになったことは大きな効果の一つであろう。



また、学生たちにとっては、試行的授業や諸々の意見交換によって、自ら教材開発に関わっているという主体的な意識をもつ教育的効果があった。そして学生たちの一部は、教材の開発に直接関わり、「消費生活センター」、「お金を管理する」等については、その教材の原案を作成してくれた例もでてきたように、一般の大学生向けの教材作成でありながら、将来、教員や行政職員を志望している、消費者教育の担い手となる学生たちの実習にもなったことも、本事業の効果としてあげられよう。

## 研究への分析・提言

先行研究の成果である「消費者教育体系イメージマップ」の上に、大学の正課科目として相応しいコンテンツを配置しており、大学のみならず、高等学校でも有用性の高いものとなっている。丁寧な指導書をともなっているところも特筆に値する。その開発のプロセスに、受講者である学生の反応や意見を取り入れることによって、この教材の信頼性が高まっている。2単位の授業として、多くの大学で実施されることを願うとともに、実践を経ることによって完成度がより高まることを期待する。学習方法や形態については、ワークショップにこだわっており、学習の深化と定着を意識していることが読み取れる。研究的・実習的要素を取り入れることで、第二弾を期待したい。

## 研究を参考にした「地域における消費者教育の推進」のためのポイント

大学や高等学校における授業として「消費者教育」を取り扱う場合には、背景となる原理に目を向けていただきたい。消費者教育を通底する原理としての「消費者市民社会」であり、市民社会の責任ある担い手としての消費者を育成するという考えである。今回開発された教材の名称が「消費者市民への道」となっていることは、その精神を反映していると言ってよい。この教材の活用の際には、消費者教育の知識や技術に留まることなく、折に触れ確認することが求められる。ワークショップにより理解を深めようとしているが、正解が準備されている内容と、正解のない議論とで、時間配分や発表等について区別することがファシリテーターには求められるであろう。

(2) 消費者市民社会の構築にむけた小・中・高・大学向けの消費者教育プログラムの開発・実践・検証～特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム\*

連携・協働による実証的共同研究の概要

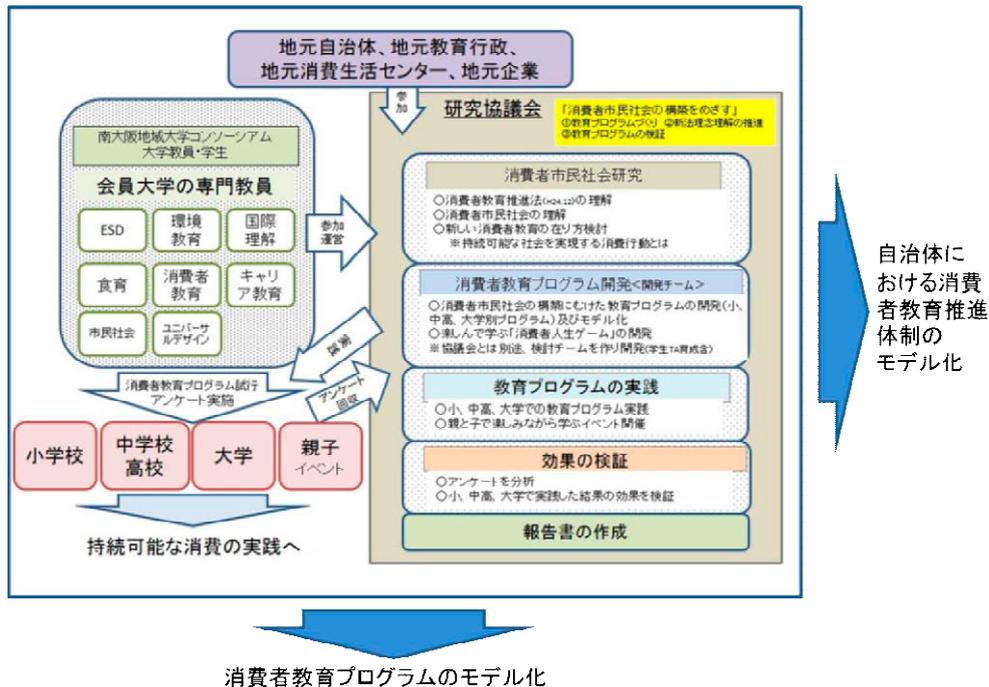
1. 目的

小、中・高、大学の消費者教育のモデル学習プログラムを開発すると共に、楽しみながら考え学ぶことのできる教材「消費者教育すごろくゲーム」を開発し、新法をめざす理念の理解を促すための教育の在り方を探ることを目指した。開発にあたっては、「消費者市民社会」の考え方である、持続可能な社会を実現するために、一人ひとりが自らの消費行動に対して自覚し行動する市民の育成に資する内容に特化することとした。

2. 連携・協働した組織等

本取組の実施に際し、南大阪地域大学コンソーシアム及び会員大学教員（プール学院大学、和歌山大学、大阪府立大学）、堺市、堺市教育委員会、堺市産業振興センター、地元企業（株タマノイ酢、株八木萬）、堺消費生活センター、消費者教育関連NPO等と連携を図り、それぞれが役割を担い事業を円滑に推進した。

消費者教育推進体制モデル



\*特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム

南大阪地域に立地する大学によって構成。教育・学術研究活動をはじめ、産学官共同研究、生涯学習環境充実など広範な分野で連携を進め、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを目的としている。

### 3. 実施内容

具体的な実施内容は、①小学校、中学・高校、大学向けの消費者教育プログラム及び消費者教育すごろくゲームの開発、②普及・啓発支援者モデルの研修実施及び資格認定：「消費者教育トレーナー研修」にゲーム開発をプログラムに組み込み、一定の課程を修了した者に対して、「消費者教育トレーナー」として資格認定した。また「消費者教育トレーナー」を将来の普及・啓発の役割を担う「支援者モデル」として資格認定の仕組みを構築した、③学校での実践、④研究協議会の設置、⑤消費者教育パンフレット、ポスター、イメージキャラクターの作成、⑥親子イベントの開催：市民の人たちに新法の趣旨を楽しみながら知ってもらうための親子イベントを実施し、消費の際の「選択行動をジレンマ問題」を楽しみながら学んでもらい今後の普及・啓発のPR活動とした、⑦効果の検証、⑧報告書のとりまとめ。



消費者教育パンフレット



イメージキャラクター「はてなちゃん」



親子イベントの「親子で楽しむ消費者教育」の様子

### 4. 得られた成果・効果

- ①すごろくゲームの開発プロセスそのものが質の高い教育プログラムになっていたこと。
- ②大学・自治体・企業・地域連携 型消費者教育支援体制の仕組みができたこと。
- ③消費者教育の担い手育成のための「資格認定」の仕組みができたこと。
- ④新法が、私たちの日々の生活での消費行動に着眼し「消費市民社会」を新たに定義づけ、持続可能な消費を実践できるよう市民の啓発・育成することを重要視していることへの理解をベースに、消費者教育の学習プログラムづくりができたこと。
- ⑤新法の主旨を理解するキーポイントが抽出できたこと。ポイントは、①消費の際の「選択行動をジレンマ問題」として考えること、②その際には、「あなたの選択が地球の未来をつくる、だからちょっと立ち止まって考えてみませんか」の2点である。
- ⑥大学生が本取組に積極的に関わったことで、消費者教育への興味を喚起できたこと。



### (3) 「食」を通じた消費者育成推進事業～雲南市教育委員会

#### 連携・協働による実証的共同研究の概要

##### 1. 目的

子どもたちに自らの「食」について理解を深め、安心して安全な食を取捨選択する力をつけさせるために、雲南市では5年前から子どもたちが自分の弁当を自分で作る「弁当の日」に取り組んでいる。

今回の事業により、この「弁当の日」を、地産地消による食の安全や豊かさへの思いを深め、自らの生命につながる食材の大切さを知ることによって食品ロスの減少を心がけるなど、総合的に「食」を通じた消費者教育の教材とすること。また、地域においては「弁当の日」の取組をさらに推進できる仕組みづくりのために、どのような連携ができるのかを検討する。



##### 2. 連携・協働した組織等

幼稚園、小学校、中学校、各PTA、商工会、JA、大学生、市民、雲南市農商工連携協議会、雲南市消費生活センター

##### 3. 実施内容

###### ○「ひろがれ！弁当の日雲南大会」実施

- ・竹下和男さん（「弁当の日」創始者）、佐藤剛史さん（九州大学大学院農学研究院助教）による講演会の開催
- ・ラウンドシンポジウムの開催
- ・魚戸おさむさん（「弁当の日」を応援する漫画家）トークショーの開催
- ・実践報告「手作り弁当、食の実践」（市内小学生・中学生、大学生、父親）
- ・雲南の食の幸販売
- ・市民から公募した「食」「弁当」に関するエッセイの展示



「ひろがれ！弁当の日 雲南大会」の様子

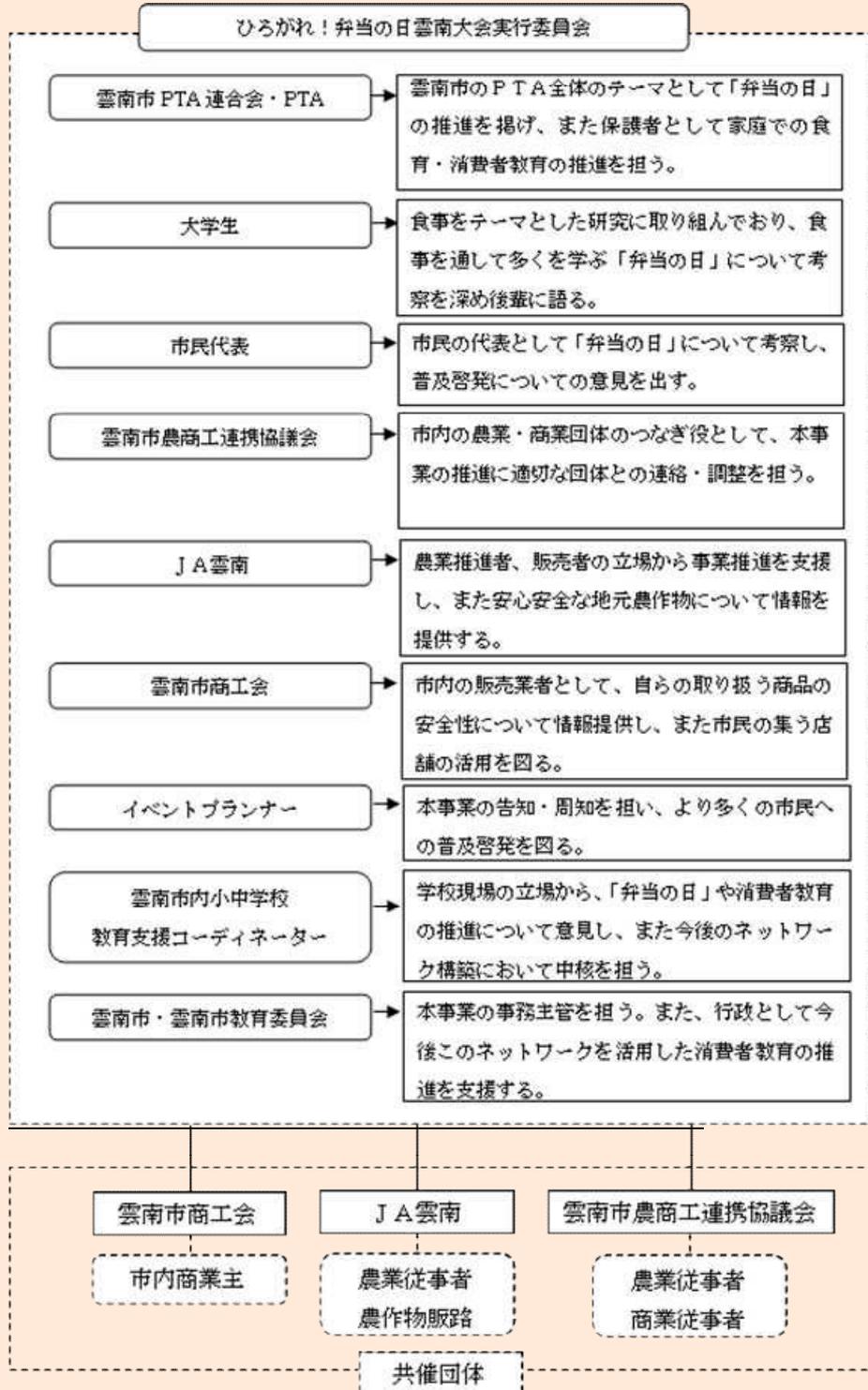
###### ○「ひろがれ！弁当の日雲南大会」実行委員会の開催

- ・「ひろがれ！弁当の日雲南大会」の開催に向けての協議

○消費者教育アドバイザー萩原なつ子さんを囲む会の開催

「消費者教育」の視点についてのお話、今後の取組についての助言をいただく。

4. 実施スキーム



## 5. 得られた成果・効果

- ・大会の参加者から「食（弁当）と命のつながりを改めて認識した」「弁当の日の取組は生きることの根源的な教育だと分かった」などの感想があり、「弁当の日」のねらいが、調理技術の習得のみではなく、食への理解を深め、生きる力を養う手段であることの理解を進めた。
- ・また「弁当の日」の実施にあたっては家庭での理解や協力が欠かせないが、見守る大人の側にねらいが浸透し、取組を通じて子どもが得る気づきや自立を妨げないという理解が進んだ。
- ・各種団体等と連携したことにより、「弁当の日」を介した緩やかなつながりができた。
- ・市内小売業（スーパー）では、市内の学校の取組を掲示したり、「弁当の日」に関する講演会を開催するなど、「弁当の日」の推進の取組がなされた。

## 研究への分析・提言

「弁当の日」そのものが、消費者教育として多くの可能性を持っていることと、今回の活動にあたり、中学校・小学校・PTA・大学生・JA・市民・教育委員会・消費生活センターなどが参加している点が大変評価出来る。「弁当」を作ることは単に「食育」「調理」といったことに留まらず、生きる力・商品選択・家庭管理・商品流通の理解・地域の活性化など「消費者市民」育成にとって大事な要素を多く含んでいる。既に一定のネットワークの構築と、活動としての成果を上げているが、さらに効果を高める視点の一つとして、今以上に学生の家族にこの活動を理解してもらうことで、家族（成人）も消費者市民へと育成することが可能ではないかと考える。今後も継続して活動を行ってほしい。

## 研究を参考にした「地域における消費者教育の推進」のためのポイント

「弁当の日」を行っている地域は多くある。当該活動を参考にネットワークを広げ、有効な行事にして欲しい。一方行っていない地域は教育委員会・学校が核となり実施を目指してはどうか。いずれの場合も、地域により連携・協働には差があると考えられるが、教育委員会やPTA・大学など地域に応じて動ける団体を中心に、商工会やJA、消費生活センターとのネットワークを作ることから初めてはどうか。さらに「弁当の日」に限らず、既に地域や学校で行われている活動や行事などを活用し、同様の活動を行う可能性はあると考える。消費者市民育成のための視点は多様である。食の大切さや地域の結びつきなど、出来るところから始めて少しずつその内容を広げていけば良いと考える。

(4) 地域で取り組む消費者教育推進事業～中萩校区まちづくり推進委員会

連携・協働による実証的共同研究の概要

1. 目的

現代社会は急激に変化し、その環境変化に適応しなければ消費者として安心できる生活ができない状況も生まれている。過剰な情報を正しく分析、判断し、生き抜いていくためにも学習の機会を提供していくことが重要である。中萩校区でも様々な消費者問題が生まれ、被害に遭遇する住民も生まれている。

すべての住民が学習し、危険を回避する能力を身に付け、賢い消費者になるよう当事業を通じて地域風土を変革していくため、①被害者を出さない、②賢い消費者となる、③地域に消費者教育のネットワークをつくる。ことを目的とし、中萩校区の地域課題解決に取り組んでいる住民組織である「中萩校区まちづくり推進委員会」が取り組んだ。なお、公民館は当該事業を推進する事務局としてコーディネート役を担う。

また、企画会議において、事業内容を策定し、事後には第三者機関による評価を行うことで、地域住民の連帯感を醸成し、絆の強化も目的としている。

2. 連携・協働した組織等

- ・新居浜市役所 消費生活センター                      ・中萩小・中学校 P T A
- ・新居浜警察署                      ・中萩校区各種団体                      ・新居浜市教育委員会

3. 実施内容

①消費者教育のための人材養成講座（全6回）

消費者教育や消費者教育関連の法律、消費者問題についてなど、全6回コースで消費者教育についての基礎を学んだ。

内 容	時間(h)
第1回 開講式「消費者教育・消費者問題とは」 講師：愛媛大学 准教授 泉 日出男	4
第2回 「消費生活関連の法律について」 講師：愛媛大学 准教授 泉 日出男	3
第3回 先進地研修「学校等への消費者教育について」 講師：高松市役所 消費生活センター	2
第4回 「消費者教育について」 講師：香川大学 教授 清國 祐二	3
第5回 ワークショップ「消費者問題への対処法」 講師：香川大学 教授 清國 祐二	3
第6回 閉講式「新居浜市の消費者問題」 講師：新居浜市消費生活センター係長 伊藤 裕子	3



第3回 「学校等への消費者教育について」



第5回 「消費者問題への対処法」

## ②学習会の開催

小学生、一般、PTA、高齢者を対象に、各1回ずつ計4回開催した。高齢者対象には、“届ける学習”（アウトリーチ）ということで、地元自治会にて実施。

講座名・行事名	内 容	時間(h)
お金の大切さを学ぼう！ (小学生対象)	カードゲームでお金の歴史や大切さを学ぶ 講師：SMBC コンシューマーファイナンス株式会社	2
金銭啓発セミナー (一般住民対象)	近年多発している金銭問題について実例をもとに学ぶ 講師：SMBC コンシューマーファイナンス株式会社	2
スマホ講座 (PTA対象)	スマートフォンの危険性や対処法について 講師：ハートネットワーク	2
高齢者を狙う悪質商法にご用心 (高齢者対象)	高齢者を狙った悪質商法の被害にあわないために 講師：消費生活センター	2



お金の大切さを学ぼう

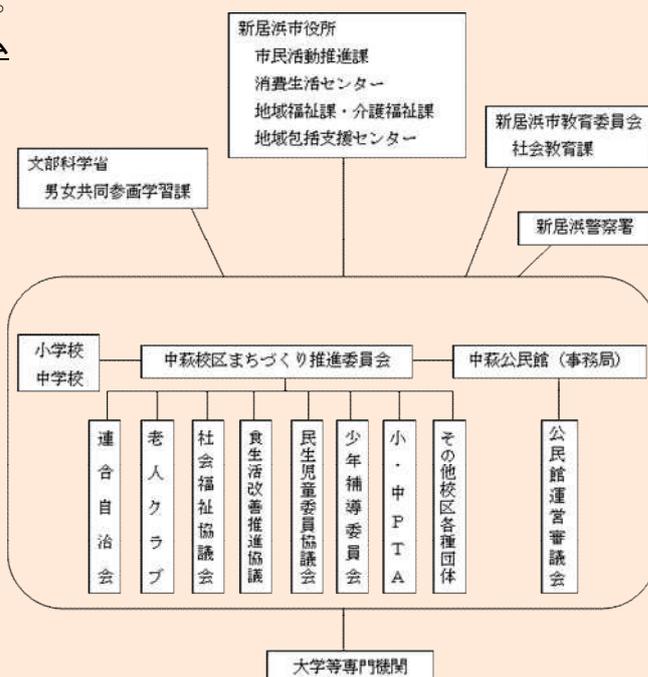


高齢者を狙う悪質商法にご用心

## ③地域内の『消費者教育ネットワーク』の構築

警察、防犯協会、少年補導の方々とともに、校区内の金融機関やコンビニなどへの見まわりを実施。

### 4. 実施スキーム



## 5. 得られた成果・効果

消費者教育というものの基本を学ぶことができた。今回は、消費者教育・問題などが受講生の身近な人から少しずつ理解してもらえるような体制作りができた。

日常の生活の中で、消費者教育・消費者問題に対する意識が少しずつではあるが、芽生えてきたように思う。

警察、防犯協会、学校、行政などと、新たなネットワーク作りの基盤ができた。

## 研究への分析・提言

地域により連携・協働の形は様々であるが、多くの地域はまだ各団体が別々の活動をしているケースが多いと考えられる。その意味で、連携・協働がほとんどない状況からの第1歩として、評価できる。連携がない状況から活動を始めするにはコミュニケーションが大事で、顔見知りになることから始めるという地に足のついた活動が必要で、リーダーとなる人材の必要性と、大変さを認識することができる。学習対象者を小学生、PTA、一般住民、高齢者としたことも、今後の広がりを感じさせる。参加人数が少ないことが気なるが、テーマを変え、同様の他の団体へ声掛けを行い、回数と経験を重ね、地道に活動を続けることで次第に根付いていくと考えられ、活動を継続していただきたい。

## 研究を参考にした「地域における消費者教育の推進」のためのポイント

連携・協働がほとんどない地域においては、まずは消費生活センター、地域包括センター、老人会、町内会、PTA、教育委員会、商工会など異なる団体が顔を合わせ、人と人とのつながりを作り、情報交換するところから始める事が一つの方法であろう。そのためには核となる人材（リーダー）の存在が必要。そして、連携・協働を地域に根付いたものとするには、根気強く、地道に活動を継続していくことが必要と考える。地域により状況は異なるので、当該活動を参考にしつつ、地域に合わせて臨機応変に活動を始める。異なる団体が人的ネットワーク作ることで、各団体が抱えている問題点を共有化し、連携・協働することによって問題解決の糸口となり、さらに「消費者市民社会」の形成へつながっていくものと考えられる。